最終更新日：2018年8月3日

株式会社電通国際情報サービス
代表取締役社長 釜井 節生
問合せ先：総務部 TEL 03 (6713) 6055
証券コード：4812
https://www.isid.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「誠実を旨とし革新的で創造性あふれる専門家集団として、情報技術の先進的活用により顧客企業と社会の発展に寄与する」という企業理念のもと、迅速、公正かつ透明性の高い経営を遂行し、健全かつ継続的な成長を図るため、経営環境に応じたコーポレートガバナンスが重要であると認識しております。
この基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンスに関する当社の基本方針を「ISID コーポレートガバナンス・ポリシー」として定め、取締役会が関連法令の改正や社会的・経済的な事業環境の変化等に応じて適宜見直すことで、より良いコーポレートガバナンスの実現に取り組んでまいります。
同ポリシーは、以下当社ウェブサイトに掲げております。
https://www.isid.co.jp/isid/csr/governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。コードの改訂を踏まえた更新は12月頃行う予定です。

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
⑴ 政策保有に関する方針
当社は、取引関係の維持・強化等の観点から、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に、取引先等の株式を保有することがあります。保有の意義、効果については、社内規程に従い定期的にモニタリングを行っており、特に重要性の高い政策保有株式においては、モニタリングの結果を取締役会に報告することとしております。
また当社は、出資時の目的、投資対期待効果、出資先の業績・財政状態等およびモニタリングの結果を総合的に勘案し、売却も含め保有方針を見直すことがあります。

⑵ 政策保有株式に係る議決権行使の基準
当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、各議案の当社グループの企業価値に対する影響を総合的に判断した上、行使することとしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
取締役の利益相反取引については、「取締役会規則」により、事前に取締役会の承認を要する旨を定めております。
また、関連当事者との取引については、一般的取引と同様の取引条件および決定方法により実施しております。なお、支配株主との取引については、本報告書の「Ⅰ．4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」をご参照ください。

【原則3－1．情報開示の充実】
⑴ 企業理念およびビジョンは、以下当社ウェブサイトに掲げております。
https://www.isid.co.jp/isid/philosophy/index.html

また、ISIDグループは2016年1月からの3ヵ年を対象とする中期経営計画「ISID Open Innovation 2018『価値協創』」を推進しております。その詳細につきましては、以下当社ウェブサイトに掲げております。
https://www.isid.co.jp/ir/policy/plan.html

⑵ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「ISIDコーポレートガバナンス・ポリシー」としてまとめ、以下当社ウェブサイトに掲げております。
https://www.isid.co.jp/isid/csr/governance.html

(iii)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「Ⅱ．1．【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。

(iv)取締役候補者・監査役候補者の選定を行うに当たっての方針と手続きについて
取締役・監査役候補者の指名にあたっては、最高経営責任者等が、以下に掲げる選任基準に照らして、社内外を問わず候補者としてふさわしい人物を母集団として候補者案を策定します。その後、取締役については、客観性・透明性を確保するために、「指名・報酬委員会」での検討、意見交換を行った上で、「常勤取締役会」で事前審議の上、取締役会にて候補者を決定いたします。監査役については、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて候補者を決定いたします。

＜業務執行取締役候補者＞
⑴ 全社的観点から物事を判断できること
⑵ 当会社の業務に関し専門知識を有すること
⑶ 経営判断能力および経営執行能力に優れていること
⑷ 指導力、決断力、先見性および企画力に優れていること
⑸ 取締役としてふさわしい人格識見を有すること

＜常勤監査役候補者＞
(1) 全社的観点から物事を判断できること
(2) 当会社の業務に関し専門知識を有すること
(3) 問題解決能力、統率力に優れていること
(4) 監査役としてふさわしい人格識見を有すること

＜上記以外の役員候補者 (社外取締役、社外監査役を含む) ＞
(1) 経営、法律、会計・財務、コンピュータ技術等の分野における豊富な経験または専門的な知識を有する者であること
(2) 当会社の代表取締役からの独立性を保つことができるものであること
(3) 取締役または監査役としてふさわしい人格識見を有すること

(v)取締役候補者および監査役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類において個別に全候補者の選任理由を開示しております。

【補充原則４－１(1)経営陣に対する委任範囲】
当社は、関連規程類 (「取締役会規則」、「常勤取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務権限基準」等) において、取締役会、常勤取締役会、代表取締役、業務執行取締役、部門長等の意思決定機関および意思決定者に対して、決定、事前審議等に関する権限を明確に定めております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社では、独立社外取締役について、業務執行者に対する監督機能に加えて、その方の豊富な知識と経験に基づいた提言を頂くことで企業価値向上に寄与いただけるため、非常に有意義なものと考えております。現在、一條和生氏、村山由香里氏の２名を独立社外取締役として選任しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書Ⅱ.1.「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則４－１１(1) 取締役の選任に関する方針・手続き】
当社は、取締役について、本報告書「【原則３－１】(iv)」に記載の選任基準を満たす者の中から選任しております。
選任基準の適用により、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスが保たれるよう配慮するとともに、取締役の数を13名以内と定款にて定め、迅速な意思決定を行うよう努めております。

【補充原則４－１１(2) 取締役・監査役の兼任の状況】
当社は、各取締役および監査役の重要な他社役員の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
また、各取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼任する場合は、当社の業務に時間・労力を振り向けることができる合理的な範囲内にとどめるよう努めております。

【補充原則４－１１(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社は、取締役会の実効性を向上し、持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、取締役会全体の実効性に関する評価を実施しております。

(評価方法の概要)
当社は、取締役・監査役の全員を対象にした取締役会の実効性に関するアンケートを年1回実施し、その回答結果を取締役会に報告しています。その後、外部コンサルタントの意見も踏まえ、アンケートに表れた現状認識・課題認識を分析し、取締役会全体の実効性の評価 (本年は2月) を行っております。

(評価結果の概要)
当社取締役会は、独立社外取締役2名を含む多様な経験に基づくメンバーで構成され、運営も概ね適切であり、また、評価の対象とした各項目において前年度からの改善が確認されていることから、当社の取締役会全体の実効性は概ね確保されていると評価しています。
一方、取締役会では、長期的な経営の方向性についての議論の充実、株主との対話のあり方に関する検討等が課題として指摘されております。
当社は、取締役会の実効性の向上に向けて、指摘された課題への対応を含む改善活動に、今後も継続的に取り組んでまいります。

【補充原則４－１４(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、取締役および監査役が役割・責務を適切に果たせるよう、以下の研修等を実施するほか、取締役および監査役にトレーニング機会の提供、費用の支援を行ってまいります。

[業務執行取締役・常勤監査役]
・就任時に、社外の新任役員研修に参加
・社外研修、交流会等への参加
・社内外の専門家による研修会

[業務執行取締役、常勤監査役以外の役員 (社外取締役、社外監査役を含む)]
・就任時に、会社概要および当社の事業等に関する説明を実施
・取締役会以外の重要な会議体の主要トピックスについて、適宜説明を実施
・社外研修、交流会、社内外の専門家による研修会等に係る、情報の提供

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話の実現を目的として、「ディスクロージャーポリシー」を定め、当社ウェブサイトにて公開しております。株主・投資家からの面談の申込みについては、面談の目的および内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ、対応を検討することとしております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社電通	20,129,956	61.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,058,700	3.24
電通国際情報サービス持株会	814,849	2.50
GOVERNMENT OF NORWAY	744,486	2.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	721,600	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	685,800	2.10
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUX EMBOURG FUNDS／UCITS ASSETS	490,000	1.50
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	489,800	1.50
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	284,206	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	233,700	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	株式会社電通 (上場:東京) (コード) 4324

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引に関しては、営業取引については市場価格・総原価等を勘案のうえ交渉し、また資金取引に係る利率については市場金利を参考に、それぞれ一般的取引と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社電通は、当社議決権の61.83%を所有する親会社です。
当社および当社グループは、内部統制システムの整備、情報セキュリティ、あるいは環境問題への対応などにつきましては、電通グループの一員として、一体となって取り組んでおりますが、一方、事業展開に関する経営判断は独立性が確保されています。なお、人的関係につきましては、株式会社電通の執行役員1名が当社の取締役を兼任しており、株式会社電通の従業員1名が当社の監査役を兼任しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
一條　和生	学者											
村山　由香里	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

一條　和生	○	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授･研究科長	2001年に社外監査役に就任以来、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、当社の企業価値向上により直接的に貢献いただくために、2015年から社外取締役に就任いただきました。企業戦略、イノベーションおよびコーポレートガバナンス研究の専門家としての知識、経験を有し、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。当社以外の上場企業の社外役員の経験も豊富で、引き続き当社経営に対する有用な提言等をいただけると判断しました。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 本人および近親者は、現在および過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。
村山　由香里	○	弁護士 アンダーソン･毛利･友常法律事務所パートナー	2015年に社外監査役に就任以来、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、当社の企業価値向上により直接的に貢献いただくために、2016年から社外取締役に就任いただきました。弁護士としての専門的な知見と企業法務に関する豊富な実務経験、また、金融庁監督局への出向による金融監督行政等の実務経験を有するとともに、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、引き続き当社経営に対する有用な提言等をいただけると判断しました。過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 本人および近親者は、現在および過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会が任意に設置する委員会として、指名･報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役候補者（代表取締役候補者を含む）の指名および取締役（代表取締役を含む）の報酬に関する事項につき、検討、意見交換を行い、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担って います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携のために、監査役および監査役会では以下の施策を実施しております。

1．会計監査人より、監査計画、四半期レビュー報告および期末の監査実施報告を監査役会で聴取
2．会計監査上の重要テーマについて必要があれば会計監査人より情報提供を受ける
3．子会社監査役等と情報交換を行い、業務および会計監査上の課題を共有化

内部監査につきましては、「監査室」が実施しており、監査結果に基づく報告を代表取締役に対し行っております。これを受けて代表取締役は、対象部署に改善指示を行っております。監査役と「監査室」は次のような連携を行っております。

1．取締役会において内部監査計画を聴取
2．内部監査終了の都度、常勤監査役が内部監査報告を聴取。半期毎に取締役会において内部監査報告を聴取
3．監査室が行う内部統制に関する独立的評価については、会計監査人と同時に常勤監査役にもその結果を提示・説明
4．その他、常勤監査役と監査室は、定期的な情報交換を実施、全社的な業務改善に必要な情報を共有

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　貞夫	他の会社の出身者													
笹村　正彦	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　貞夫		―――	鈴木氏には、株式会社電通の経営企画部門等の幹部として培ったグループ経営管理に関する高い見識と幅広い経験に基づく提言を期待しております。なお、同氏は、現在および過去において、一般株主と利益相反が生じる立場にはありません。
笹村　正彦	○	公認会計士 税理士 株式会社パートナーズ・コンサルティング エグゼクティブ・パートナー	公認会計士、税理士としての財務・会計に対する相当の知見と経験を当社の監査に活かしていただけると判断しました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。 本人および近親者は、現在および過去において当社経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能の向上に寄与いただけると期待しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

社外役員独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役（候補者を含む）が、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たすことに加え、以下の（1）から（3）のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断する。

（1）当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
（2）当社の定める基準を超える取引先（※1）の業務執行者
（3）当社より、過去3事業年度のいずれか1事業年度において、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）

※1 当社の定める基準を超える取引先とは、過去3事業年度のいずれか1事業年度において、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度を導入していましたが、行使期間満了に伴いストックオプションは全て消滅しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、有価証券報告書において、取締役（社外取締役を除く。）、社外役員に区分し、支給人員及び支給額を開示しています。
2017年12月期における当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の総額は238百万円、社外取締役の報酬等の総額は13百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬と、連結業績に基づく賞与により構成されており、各取締役への配分額は、個々の役割、貢献度等を勘案し決定しております。
なお、賞与は、業績に連動する報酬として、中期経営計画達成に向けた動機づけを考慮した仕組みを導入しております。具体的には、連結営業利益の期初計画に対する達成度および前期実績との比較、ならびに連結当期純利益額を勘案し支給するものとしております。
また、客観性・透明性を確保するために、指名・報酬委員会での検討、意見交換を行った上で、株主総会にて決議された報酬総額の限度内で、取締役会の承認により決定します。
業務執行を行わない取締役の報酬等は、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみとしております。
監査役の報酬等は、その職務に鑑み、賞与の支給は行っておらず、株主総会にて決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。
なお、当社では、取締役および監査役の退職慰労金制度は既に廃止しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局として「総務部」が窓口となり対応しています。また、社外監査役に対しては、「監査役室」が監査役会事務局として窓口となり対応しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

相談役制度は設けておりません。顧問制度は存するものの、現在、元代表取締役社長等で顧問に就任している者はおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行の方法
取締役会は原則として月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っています。本報告書の提出時点において、取締役会は12名の取締役によって構成されており、うち2名は社外取締役です。
その他の会議体としては、常勤役員が出席し取締役会決議事項以外の経営上の重要事項を決議、また取締役会決議事項を事前審議する「常勤取締役会」を、原則として週1回開催しています。
2003年6月より、業務執行に関する責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。さらに「常勤取締役会」の委任により、日常的な業務執行事項の審議・決定などを行う各種委員会を設置しています。

（2）監査・監督の方法
1．内部監査
「監査室」が内部監査を実施しており、監査結果に基づく報告を代表取締役に対し行っています。これを受けて代表取締役は、対象部署に改善指示を行っています。本報告書の提出日現在において「監査室」には8名の専任担当者を配置しています。
なお、監査室では、内部監査の品質向上のための各種施策に取り組んでおります。2016年には内部監査の品質に関する外部評価を受け、IIA国際基準※1の準拠性について3段階中最上位の「Generally　Conforms（一般的に適合している）」と評価されています。
※1　IIA国際基準とは、内部監査に関する国際的な組織である内部監査人協会（IIA)が定めた「内部監査の専門職的実施の国際基準」

2．監査役監査
監査役会は原則として月1回開催し、監査の方針と分担を定め、監査計画に基づいて取締役の職務執行を監査しています。
監査役会を欠席した監査役に対しては、監査役会の付議資料および議事録を送付するとともに必要に応じて個別説明を実施し、情報の共有に努めています。
また、代表取締役との懇談会を半期毎を目途に実施し、経営課題に関する情報交換と率直な意見交換を行っています。その他必要な案件については、常勤監査役が担当取締役に対し報告を依頼し内容を把握しています。
本報告書の提出日現在において、監査役会は3名で構成されており、うち2名が社外監査役です。
常勤監査役は代表取締役と月に1回定期的に会議を持ち、意思疎通を図るとともに、効果的な内部牽制を図っております。また、監査役による監査業務の円滑な遂行を支援するため、「監査役室」を設置しています。本報告書の提出日現在において「監査役室」には2名の専任担当者を配置しています。

3．会計監査
当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査および内部統制監査について有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名および継続監査期間
指定有限責任社員　業務執行役員　森　俊哉　有限責任あずさ監査法人
指定有限責任社員　業務執行役員　藤井　亮司　有限責任あずさ監査法人
指定有限責任社員　業務執行役員　瀧浦　晶平　有限責任あずさ監査法人
（注）監査期間については全員7会計期間以内であるため、記載を省略しております。
監査業務に係る補助者の構成：公認会計士　7名　その他　7名

4．グループ各社の管理・監督
当社の取締役、執行役員および幹部クラスの従業員は、必要に応じ、主要グループ企業の取締役、監査役を兼務することにより、グループ各社の経営の透明性、効率性を管理・監督する体制を敷いています。さらに当社の監査役および「監査室」は、グループ企業の監査も実施しています。

（3）責任限定契約
当社定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けています。
当該定款に基づき、当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次の通りです。
・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約
取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。
・監査役の責任限定契約
監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

監査役による監査体制の強化･充実により、コーポレートガバナンスの実効性を確保することが当社にとって最適であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しております。経営の意思決定プロセスと業務執行プロセスを、監査役および取締役が的確に監査･監督することで、事業の健全性とリスク管理を担保しております。また、社外取締役については、経営の観点から豊富な経験と知識に基づいた助言を頂くことで当社の企業価値向上に寄与いただいております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	従来より集中日を回避して設定しており、より多くの株主の皆さまにご参加頂けるよう配慮しております。2018年の定時株主総会（第43期）は3月23日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット（携帯電話サイトを含む）による議決権行使を行っております。
招集通知（要約）の英文での提供	証券代行機関のウェブサイトおよび東証ウェブサイト上に招集通知の議案に関する英文抄訳を掲載しております。
その他	株主総会の招集通知およびその添付書類等を発送の3営業日前から当社ウェブサイト等に掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上にディスクロージャーポリシーを掲載し、ステークホルダー各位に対する情報提供の方針を開示しています。 https://www.isid.co.jp/ir/policy/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、通期決算発表日に説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等の財務報告関連資料のほか、決算説明会資料、ビジネスレポート（事業報告書）、フィナンシャルデータブックなどを、以下当社ウェブサイトに掲載しています。 https://www.isid.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	「コーポレートコミュニケーション室」内に、IR担当者を3名配置しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの役員、従業員が遵守すべき共通行動規範として「電通グループ行動憲章」および当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」があり、その中で、ステークホルダーの立場の尊重について規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が推進する「ユネスコ世界寺子屋運動」や、特定非営利活動法人「TABLE FOR TWO International」が実施する「TABLE FOR TWOプログラム」への参画などの社会貢献活動に取り組んでいます。 また、電通グループの環境方針に則り、省資源、省エネ、リサイクル意識向上のために、種々の施策を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイト上に掲載し、ステークホルダー各位に対する情報提供の方針を開示しています。 https://www.isid.co.jp/ir/policy/disclosure.html
その他	2007年5月に仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業として、厚生労働省による子育て支援企業認定「次世代認定マーク（愛称：くるみん）」を取得しました。さらに、2016年3月には、より高い水準で取り組みを行う企業として特例認定「プラチナくるみん」を取得しました。 また、2016年9月に、女性活躍推進法に基づく優良企業として厚生労働大臣より「えるぼし（2段階目/全3段階）」の認定を取得しました。認定取得とあわせて、同法にて作成が義務付けられている3ヵ年の「行動計画」を策定するとともに、えるぼしの最高位の認定取得を目指し、より働きやすい職場環境の整備、女性従業員のキャリア開発を支援するセミナーや研修の実施、育児・介護等と仕事の両立を支援する制度の拡充等を進めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの内部統制システムの整備は、統合リスク管理室担当取締役を委員長とする「統合リスク管理委員会」において行います。
当社取締役会で決議した当社グループの内部統制システムの整備に関する基本方針と、その運用状況の概要は以下の通りです。

［業務の適正を確保するための体制］
会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定めております。

1．内部統制システムの運営・改善に向けた取り組み体制
当社および子会社（以下、当社グループという）の内部統制システムの運営・改善は、統合リスク管理室担当取締役を委員長とする「統合リスク管理委員会」において行う。
また、「統合リスク管理委員会」の事務局機能を担う組織として、「統合リスク管理室」を設置することにより、今後も内部統制システムの有効性確保に対する取り組みをより一層推進する。

2．取締役および従業員のコンプライアンス体制
当社は、当社グループの取締役および従業員の業務の執行が、法令および定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために遵守すべき共通行動規範として、「電通グループ行動憲章」および当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」を位置づける。
当社取締役は、取締役会規則、常勤取締役会規程、役員規則に則り、適切に業務を執行する。また、当社グループにおける法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会または「常勤取締役会」において報告するとともに、速やかに監査役に報告することとする。
当社は、当社グループの従業員のコンプライアンス体制を確保するため、対応する主管部門・委員会が社内規程を整備するとともに、代表取締役直轄の「監査室」が内部監査を行う。また、「統合リスク管理委員会」のもとに、当社グループの行動基準等を所管する「倫理コンプライアンス分科会」を設置する。
当社グループは、電通グループの内部通報制度に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度を維持・向上させて、適切に運用する。当社グループの従業員から、それらに報告相談があった場合には、必要に応じて速やかに常勤監査役に報告される。
なお、監査役から当社グループのコンプライアンス体制についての意見および改善の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図ることとする。
当社グループは、反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。不当な要求がなされた場合には、警察等の関連機関とも連携し、要求に屈することなく毅然とした態度で対応する。

3．取締役の業務執行の効率化を図る体制
当社は、取締役会を原則として月1回開催し、また「常勤取締役会」を原則として週1回開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。
また、「常勤取締役会」の委任により、原則として取締役を責任者とする各種委員会等を設置し、委任された権限の範囲内において、業務執行事項の審議・決定等を行う。
取締役会、「常勤取締役会」あるいは各種委員会等での決定事項は、各担当取締役から各部門長に直ちに指示され、職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

4．取締役の業務執行に関する情報の保存・管理体制
当社は、取締役の業務執行に係る情報について、法令および取締役会規則、文書管理規程、情報管理規程、その他の社内規程に則り、適切に保存および管理を行う。

5．リスク管理体制
当社は、リスク管理規程を定め、事業活動に伴う重要リスクへの対応計画を整備することにより、リスクの発生予防と発生した場合の影響を最小化することに努める。また、子会社のリスク管理体制の運営・改善を積極的に支援する。
リスク管理活動の具体的な取り組みは、「統合リスク管理委員会」および各リスクの所管部署が主体となって推進する。
「統合リスク管理委員会」は、当社の重要リスクの識別と評価を定期的に見直すことにより、リスク管理活動の実効性を確保するとともに、各リスク所管部署のリスク対応計画の実施状況を統括する。また、子会社の重要リスクの報告を受け、リスク対応計画の実施状況を統括する。
リスク所管部署は、「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当該リスクに対する対応計画を整備し、実行する。

6．監査役の職務を補助する組織とその独立性並びに指示の実効性について
当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織体制として「監査役室」を設置するとともに専任担当者を配置し、監査役会直轄組織として取締役からの独立性を確保する。監査役は専任担当者に対する指揮命令権とともに、その人事異動、人事評価、懲戒処分等について同意権を有する。

7．監査役への報告体制と監査の実効性の確保について
当社グループの取締役および従業員は、当社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する事実または不正な行為等を発見したとき、もしくは報告を受けたときは、法令および社内規程に則り速やかに監査役に報告する。また、監査役への報告者は、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いも受けない。
監査役は、取締役の意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、自らが必要と判断する重要な会議および委員会に積極的に出席する。また、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、当社グループ各社の監査役等とも定期的に会合を持ち、随時連携して当社グループの監査を実施する。
監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求め、関係資料を閲覧できる。また、監査を行う上で必要な場合、会計監査人・弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査役の職務執行上必要な費用は会社が負担する。

8．親会社・子会社を含めた企業集団の内部統制システム
当社は、株式会社電通の企業集団に属する子会社として、「電通グループ行動憲章」を遵守し、電通グループの企業価値向上に貢献する。
一方、当社は、上場会社として、親会社である株式会社電通からの独立性を確保する。
当社は、子会社の管理については、国内子会社管理規程、海外子会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。また

「統合リスク管理委員会」および社内の対応する主管部門・委員会等の活動を通じて、各子会社における内部統制システムの運営・改善を積極的に支援し、また子会社と協力して推進する。
また、子会社は、各社の規模、事業特性に応じ適切な頻度で取締役会や経営幹部による会議を開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。取締役会等での決定事項は、各担当取締役から職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

9．財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当社グループ各社の規模、事業特性に応じ財務報告の適正性を確保するための仕組みを維持する。財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が独立的評価を定期的に行う。また、当社は、外部監査人による監査を受ける。

［業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要］
当社は、上記の基本方針に基づいて、内部統制システムの整備・改善とその適切な運用に努めております。当事業年度（2017年1月1日～同年12月31日）における運用状況の概要は以下のとおりです。

1．取締役の業務執行
取締役会を13回ならびに「常勤取締役会」を54回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営上の重要事項の決定を行うとともに、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行ないました。また、「常勤取締役会」の委任により、各種委員会等を設置し、業務執行事項の審議・決定を行っております。

2．監査役の職務執行
社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に出席し取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めております。監査役会は13回開催しております。また、代表取締役社長との会合を9回実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行ないました。加えて、当社グループ各社の監査役等とも会合を持ち、連携して当社グループの監査を実施しております。

3．コンプライアンス体制
「統合リスク管理委員会」のもとに、当社グループの行動基準等を所管する「倫理コンプライアンス分科会」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化に努めております。さらに、当社グループは、電通グループの内部通報制度である「電通コンプライアンスライン」に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度である「倫理ヘルプライン」も運用しております。これらに相談報告があった場合には、速やかに常勤監査役に報告しております。
また、反社会的勢力との関係を一切もたないよう、取引先についても与信管理において厳正なチェックを行い、取引契約書等には反社会的勢力排除条項を規定しております。

4．リスク管理体制
「統合リスク管理委員会」において当社の重要リスクの識別と評価を実施し、リスク所管部署にリスク対応計画の作成と実行をさせることにより、リスク管理活動の実効性を確保しております。特に当期において複数の不採算案件が発生したことを受け、「不採算案件撲滅委員会」を社長直轄で新設し、不採算案件の早期収束と発生の防止に取り組んでおります。さらに、子会社の重要リスクについても「統合リスク管理委員会」がリスクの状況や対応計画の実施状況を統括する等、子会社のリスク管理体制の運営・改善を積極的に支援しております。

5．財務報告の適正性を確保するための体制
「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当社グループ各社の規模および事業特性に応じ、財務報告の適正性を確保するための内部統制を維持・運用しております。また、財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が内部監査計画に基づき、独立的評価を定期的に行い、その結果は外部監査人による監査も受けております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

1．基本的な考え方
当社は、前述の内部統制システムの整備に関する基本方針、電通グループの「暴力団等反社会的勢力排除に対しての基本方針」、当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、また不当な要求がなされた場合はその要求に屈することなく毅然とした態度で対応することを明確にしている。

2．整備状況
当社は、反社会的勢力排除に関する基本的な考え方を含む行動基準を電子掲示板システムを活用し、グループ会社の全役員および従業員に周知徹底を図っている。また、反社会的勢力との接触あるいは癒着等を察知した従業員の通報窓口として、電通グループの内部通報制度に参加するとともに、当社グループの内部通報制度を設置・運用している。さらに、顧問弁護士や警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）等の外部機関と連携して、継続して社内体制の整備、情報収集等を行っている。
2011年10月の東京都暴力団排除条例施行後は、
(1)対顧客の契約書式に反社会的勢力排除条項を導入
(2)役員の選任基準に「暴力団等と一切の関係を持っていないこと」を追加
(3)役員候補者からの「暴力団排除に関する誓約書」取得の義務付け
(4)役員の努力義務として、暴力団排除に関する規定を追加
(5)新規入社者からの「暴力団排除に関する誓約書」取得の義務付け
(6)従業員の解雇／契約解除事由に「自己が暴力団等関係者であった場合」を追加
(7)従業員の懲戒適用行為に「暴力団等と関係があった場合」を追加
等の対応をとった。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現状の株主構成を前提とする限り、いわゆる買収防衛策導入の必要性は低いと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。

1. 当社の会社情報の管理体制について
当社は、金融商品取引法上の重要事実(但し、軽微基準に該当するものを除く)、または東京証券取引所の適時開示規則上の開示要件に該当する会社情報(決定事項・発生事実・決算に係る情報等)を重要事実等と指定し、当社で定めた「重要事実等の管理等に関する規程」に従い、情報の管理および開示等を実施しております。
開示方法に関しましては、TDnet等所定のルールに基づき実施しております。また、当社のウェブサイトにおきましても、開示後速やかに配布資料を掲載しております。
「重要事実等の管理等に関する規程」のうち、情報の管理および開示に関する主な内容は以下の通りです。

・当社の重要事実等は、社長が情報管理総括責任者としてその管理に当たり、重要事実等の指定および解除ならびに重要事実等の発表、開示を統括いたします。
・コーポレートコミュニケーション室担当役員は、情報管理責任者として情報管理総括責任者の指示のもとに、当社全般の重要事実等の管理・保全ならびに各部門・事業所間の調整を行い、必要に応じて、重要事実等の発表、開示等を行います。
・情報管理責任者は、東京証券取引所が定める当社の「情報取扱責任者」となり、東京証券取引所に対する当社情報の適時開示の任に当たります。
・各部門長または各部署長は、情報管理者として主管部署における重要事実等を管理し、発生した際にはこれを確認し、直ちに情報管理責任者を通じて情報管理総括責任者にその内容を報告しなければなりません。
・当社の重要事実等について、その公表の時期、方法等は、東京証券取引所の適時開示規則等に照らし、情報管理責任者が情報管理総括責任者と協議の上定めます。
・当社の重要事実等の公表は、「コーポレートコミュニケーション室」が担当し情報管理責任者が行います。また、重要事実等の開示書類の提出等の手続きは、情報管理責任者または当該主管部署の情報管理者が行います。

2. 当社グループ会社の会社情報の管理体制について
グループ会社の情報に関しては、国内グループ会社については「国内子会社管理規程」に基づいて当社「総務部」が、海外グループ会社については「海外子会社管理規程」に基づいて当社「グローバルビジネス統括部」がそれぞれ主管となり、当社「経理部」と連携して管理にあたっています。
重要事実または適時開示規則上の開示要件に該当する会社情報を含む経営上の重要事項に関しては、国内グループ会社は当社「総務部」に、海外グループ会社は「グローバルビジネス統括部」にそれぞれ報告(但し、決算情報は「経理部」に報告)することになっており、報告された情報は、上記「重要事実等の管理等に関する規程」に従い、当社の会社情報の管理および開示等と同様に取り扱いいたします。

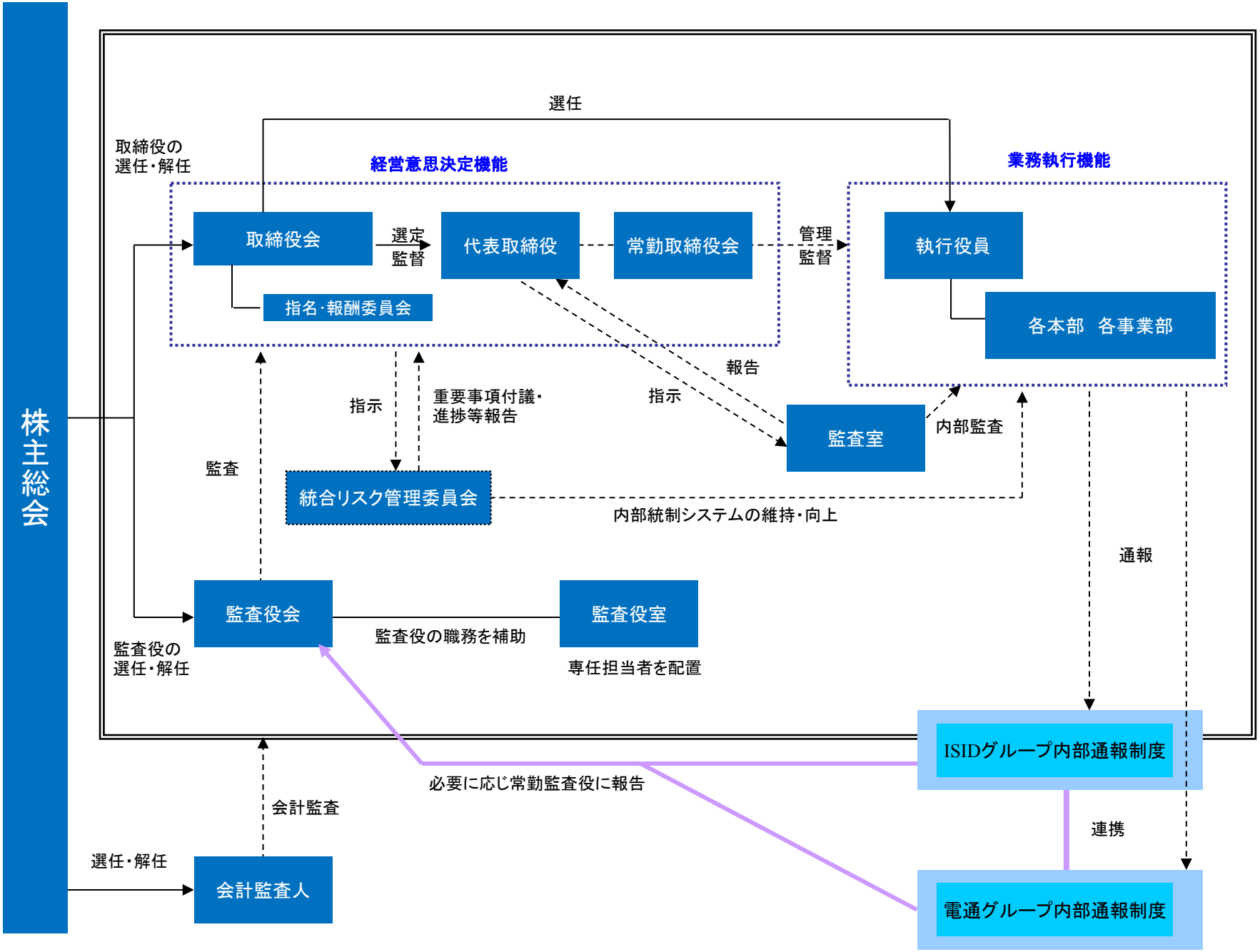
株主総会
選任
取締役の
選任・解任
経営意思決定機能
業務執行機能
取締役会
選定
監督
代表取締役
常勤取締役会
管理
監督
執行役員
指名・報酬委員会
各本部　各事業部
報告
指示
指示
重要事項付議・
進捗等報告
監査室
内部監査
監査
統合リスク管理委員会
内部統制システムの維持・向上
通報
監査役会
監査役室
監査役の職務を補助
監査役の
選任・解任
専任担当者を配置
ISIDグループ内部通報制度
必要に応じ常勤監査役に報告
会計監査
連携
選任・解任
会計監査人
電通グループ内部通報制度

適時開示体制模式図

【決定事項および発生事実に関する報告体制】

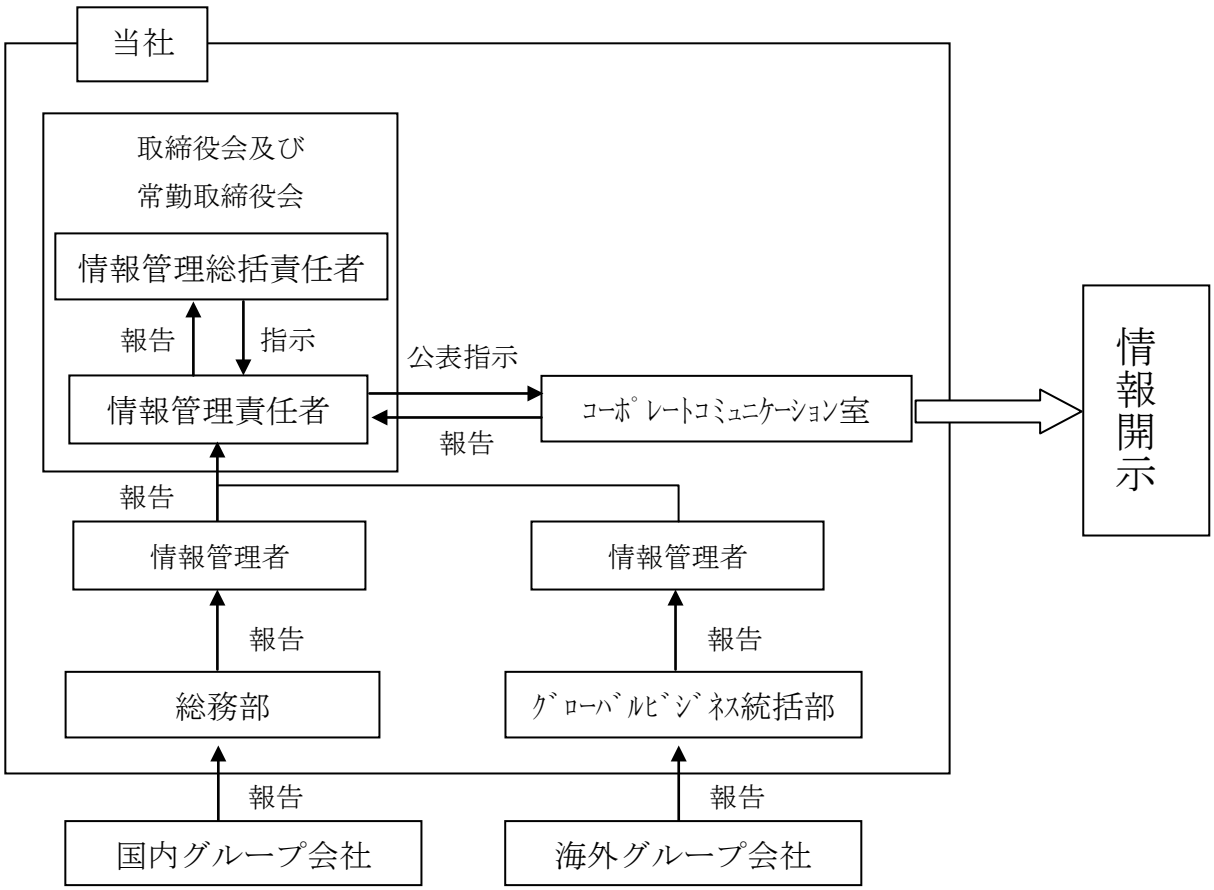

【決算に関する報告体制】

